

第 6 7 号議案

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)					
番号	区域	面積 (ヘクタール)		番号	区域	面積 (ヘクタール)			
1～120	(略)	(略)		1～120	(略)	(略)			
<u>121</u>	<u>平成30年八王子市告示第318号に定める八王子都市計画南大谷団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「南大谷団地地区整備計画区域」という。)</u>	<u>1.6</u>							
<u>122</u>	<u>平成31年八王子市告示第25号に定める八王子都市計画狭間駅前地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「狭間駅前地区整備計画区域」という。)</u>	<u>11.9</u>							
別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)				別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)					
1～120 (略)				1～120 (略)					
<b>121 南大谷団地地区整備計画区域</b>									
(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(き)		(く)	
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限	
		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
住宅地区	1 寄宿舎又は下宿 2 学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 自動車車庫 (建築物)	10分の15	＝	10分の5	200平方メートル	1 八王子都市計画南大谷団地地区地区計画の計画図1 (以下この項	＝	＝	＝

	に附属するものを除く。)					において「南大谷団地地区計画図」という。)に表示する1号壁面線における道路境界線までの距離5メートル					
沿道地区	1 寄宿舍又は下宿 2 ホテル又は旅館 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに	=	=	=	2001 平方メートル	2 南大谷団地地区計画図に表示する2号壁面線における道路境界線までの距離1メートル	=	=	=	=	
						1 八王子都市計画南大谷団地地区計画の計画図1 (以下この項において「南					

類するもの					大谷団地地区計画図「う。」に表示する1号壁面線における道路境界線までの距離				
4 カラオケボックスその他これに類するもの					5メートル				
5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの					2 南大谷団地地区計画図に表示する2号壁面線における道路境界線までの距離				
6 神社、寺院、教会その他これらに類するもの					1メートル				
7 自動車教習所									
8 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）									
9 倉庫業を営む倉庫									
10 畜舎									

**1 2 2 狭間駅前地区整備計画区域**

(a)	(い)	(う)		(え)	(お)	(き)		(く)
計画地区区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	建築物の高さ	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度		適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
複合地区A	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1 敷地面積が500平方メートル	=	=	160平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離	1 外壁等の中心線の長さの合計が3	=

<p>の 2 マージヤ ン屋、ぱち んこ屋、射 的場、勝馬 投票券発売 所、場外車 券売場 3 自動車教 習所 4 危険物の 貯蔵又は処 理に供する もの（石油 類の販売に 供するもの 及び建築物 に附属する ものを除く 。）</p>	<p>メートル 未満の 建築物 10 分の2 0 2 次の 各号に 掲げる 用途に 供する 建築物 の部分 （管理 人室及 び附属 する自 動車庫 その他 の専ら 自動車 又は自 転車の 停留 又は駐 車のた めの施 設（誘 導車路 、操車 場所及 び乗降 場を含 む。） に供す る部分 を含む 。） 10分 の20 (1) 住 宅、 共同</p>				<p>離 0. 5メート ル</p>	<p>メートル 以下であ るもの 2 物置そ の他これ に類する 用途（自 動車庫 を除く。 ）に供し 、軒の高 さが2. 3メート ル以下で 、かつ、 床面積の 合計が5 平方メー トル以内 であるも の 3 自動車 庫で軒 の高さが 2. 3メ ートル以 下である もの 4 八王子 都市計画 狭間駅前 地区地区 計画の都 市計画決 定の時点 において 、現に存 する建築 物</p>																	
---	---	--	--	--	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		住宅、 寄 宿舎 又は 下宿 その他これらに類するもの (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (居住の用に供するものに限る。)									
複合地区B	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場	=	=	=	160 平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 0.5メートル	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫	=	=	=	

	<p>3 キヤバレ 一、料理店 その他これ らに類する もの</p> <p>4 自動車教 習所</p> <p>5 原動機を 使用する工 場で作業場 の床面積の 合計が15 0平方メー トルを超え るもの（自 動車修理工 場を除く。 ）</p> <p>6 法別表第 2（ぬ）の 項第3号に 掲げる事業 を営む工場</p> <p>7 危険物の 貯蔵又は処 理に供する もの（石油 類の販売に 供するもの 及び建築物 に附属する ものを除く 。）</p>						<p>を除く。 ）に供し 、軒の高 さが2. 3メート ル以下で 、かつ、 床面積の 合計が5 平方メー トル以内 であるも の</p> <p>3 自動車 車庫で軒 の高さが 2. 3メ ートル以 下である もの</p> <p>4 八王子 都市計画 狭間駅前 地区地区 計画の都 市計画決 定の時点 において 、現に存 する建築 物</p>				
商業地 区	<p>1 住宅、共 同住宅、寄 宿舎、下宿 その他居住 の用に供す るもの</p> <p>2 神社、寺 院、教会そ の他これら に類するも の</p>	=	=	=	10,000 平方メ ートル	道路境界 線及び隣 地境界線 までの距 離 3メ ートル	=	34メ ートル 。ただ し、八 王子都 市計画 狭間駅 前地区 地区計 画の都	=	=	

<p>の</p> <p>3 マージヤ ン屋、ぱち んこ屋、射 的場、勝馬 投票券発売 所、場外車 券売場</p> <p>4 自動車教 習所</p> <p>5 危険物の 貯蔵又は処 理に供する もの（石油 類の販売に 供するもの 及び建築物 に附属する ものを除く 。）</p>							<p>市計画 決定の 時点に おいて 、現に 存する 広告塔 の高さ は、建 築物の 高さ に算入 しない。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。